（国際室及び公共用地室並びに企画官、国際展開推進官、国際連携調整官、用地企画官及び用地調整官）

第四十二条　総務課に、国際室及び公共用地室並びに企画官、国際展開推進官、国際連携調整官、用地企画官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

2　国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　土地・建設産業局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

三　土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

3　国際室に、室長を置く。

4～6　（略）

7　国際展開推進官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

8　国際連携調整官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

9～11　（略）

（削る）

第四十二条の三・第四十二条の四　（略）

（水源地域対策企画官）

第六十二条の二　水資源政策課に、水源地域対策企画官を置く。

2　水源地域対策企画官は、命を受けて、水資源政策課の所掌事務のうち水源地域対策に関する重要事項についての企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（削る）

（駅機能高度化推進企画官）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進企画官一人を置く。

2　駅機能高度化推進企画官は、命を受けて、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等の駅の機能の高度化の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（削る）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人並びに海技試験官八人を置く。

（公共用地室並びに企画官、用地企画官及び用地調整官）

第四十二条　総務課に、公共用地室並びに企画官、用地企画官及び用地調整官それぞれ一人を置く。

（新設）

2～4　（新設）

（略）

（新設）

5～7　（略）

（国際展開推進官及び国際連携調整官）

第四十二条の三　国際課に、国際展開推進官及び国際連携調整官それぞれ一人を置く。

2　国際展開推進官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　国際連携調整官は、命を受けて、土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で国際協力に係るもの及び海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第四十二条の四・第四十二条の五　（略）

（水源地域振興室）

第六十二条の二　水資源政策課に、水源地域振興室を置く。

2　水源地域振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の施行に関すること。

二　水源地域の振興に関すること。

3　水源地域振興室に、室長を置く。

（駅機能高度化推進室）

第八十一条の二　都市鉄道政策課に、駅機能高度化推進室を置く。

2　駅機能高度化推進室は、既存の都市鉄道その他の大都市における旅客の運送に係る鉄道等の駅の機能の高度化の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3　駅機能高度化推進室に、室長を置く。

（企画室、国際企画調整室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　総務課に、企画室、国際企画調整室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際協力調整官一人並びに海技試験官八人を置く。